

国外取引参加者制度の創設（案）

平成 21 年 6 月 12 日
株式会社大阪証券取引所

項 目	内 容	備 考
<p>I 趣旨</p> <p>II 制度概要</p> <p>1 国外取引参加者</p> <p>2 取引資格の取得</p> <p>(1) 申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、当社市場の流動性をさらに向上し、もって、価格形成の効率化及び国際競争力の向上を図る観点から、外国証券業者（金融商品取引法（以下「法」という。）第 58 条に規定する外国証券業者をいう。以下同じ。）が我が国に支店等を有さずに、取引参加者として当社市場において直接取引を行うことができるよう、次のとおり、「国外取引参加者制度」を設けることとする。 ・ 国外取引参加者とは、当社市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を国外から直接行うことができる取引参加者をいう。 ・ 外国証券業者が取得できる取引資格は、現物取引資格及び先物取引等取引資格とする。 ・ 取引資格（IPO 取引資格を除く。）を取得しようとする外国証券業者（以下「申請者」という。）は、取得しようとする取引資格の種類ごとに、取引資格の取得の申請を当社に対して行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こうした枠組みは「リモートメンバーシップ」と呼ばれ、海外主要取引所に導入事例あり。 ・ 当該外国証券業者が法第 60 条第 1 項の許可を受けていることが条件。 ・ 申請者は、同時期に、法第 60 条の 2 第 1 項の許可申請を行うものとする。

項 目	内 容	備 考
(2) 審査・承認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引資格取得の申請は, 所定の申請書に次の各号に掲げる書類を添付のうえ, 当社に提出して行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 清算受託契約 (現物取引資格を取得しようとする場合にあっては, 日本証券クリアリング機構 (以下「機構」という。) の定める清算受託契約をいう。以下同じ。) を締結することについて承諾している他社清算参加者 (現物取引資格を取得しようとする場合にあっては, 機構の他社清算参加者をいう。以下同じ。) の当該承諾を証する書面 ② 事業報告書 ③ 定款 ④ 取引資格の取得申請に係る役員会等の議事録の写し ⑤ その他当社が必要と認める書類 ・ 当社は, 申請者に関する次の事項その他当社が必要と認める事項について審査し, 適合するものと認められた場合には, 当該申請者の取引資格の取得を承認する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 財務状況 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 次の基準に適合していること。 <ul style="list-style-type: none"> a 資本金の額が3億円以上であること。 b 純財産額が資本金の額以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に取引資格を取得している国外取引参加者が他の取引資格を取得しようとする場合についても, 当社に申請し, 承認を得なければならないものとする。ただし, 当社が適当と認めた場合は, 取得済の取引資格の種類等に応じて, 添付書類を省略することができるものとする。 ・ 提出書類に基づく審査及びヒアリングのほか, 業務責任者との面談等を行う。 ・ 国内取引参加者 (国外取引参加者以外の取引参加者 (IPO 取引参加者を除く。)) をいう。以下同

項 目	内 容	備 考
	<p>c 安定した収益力が見込まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 資本金の額は、金融商品取引法施行令第17条の5の規定により計算した額（発行済株式の発行価額（その発行価額のうち資本金として計上しないこととした額を除く。）の総額及び株式を発行しないで準備金の額を減少し資本金として計上した額（これらの額に準ずる額を含む。）の合計）とする。 ➤ 資本金の額を円貨に換算する場合には、原則として、申請時における外国為替相場によるものとする。 <p>② 経営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会的信用の欠如している者その他当社の目的及び市場の運営にかんがみて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、健全な経営体制であること。 <p>③ 業務執行体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 取引の受注、執行及び受渡決済、リスク管理並びに法令、法令に基づく行政官庁の処分、当社規則（当社の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則をいう。以下同じ。）及び取引の信義則の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。 	<p>じ。）と同等の要件。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内取引参加者と同じ要件。 ・ 国内取引参加者の要件と同じであるが、国内に支店等がないことに鑑み、特にコンプライアンス体制（社内規則の整備状況・チェック体制・人員配置状況・社員研修体制等）について審査を行う。

項 目	内 容	備 考
	<p>④ 業務実績等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社市場において行おうとする有価証券の売買又は市場デリバティブ取引と同種類の取引に係る業務を3年以上継続して行っていること。 ➤ 申請者の本店及び各取引所取引店（当社市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う事務所等をいう。）が所在する国において、規制当局の登録等を受けており、かつ、当該各取引所取引店がその所在する国の自主規制機関（当社との間で情報の提供に関する取決めの締結を行っているものに限る。）に加入していること。 <p>⑤ 取引所取引業務の許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請者が法第60条第1項の許可を受けていること。 <p>・ 取引資格の取得の承認を受けた場合には、申請者は、当社が指定した期日（(4)において「期日」という。）までに次の手続きを履行するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 取引参加者契約の締結 ② 清算受託契約の締結及び指定清算参加者の指定 ③ 信託金の預託 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の親会社や組織変更前の法人等の業務実績を勘案することができる。 ・ 米国等の国・地域では、当社が申請者に取引資格を付与することについて現地規制当局の承認も必要。 ・ 各手続きの詳細については、後掲3参照。 ・ 申請者が期日までに手続きを履行しないときは、申請を取り下げたものとみなす。

項 目	内 容	備 考
(3) 審査料	<ul style="list-style-type: none"> ④ 取引参加者代表者, 国内代表者, 法令遵守責任者及び取引責任者の選任・届出 ⑤ 取引参加者参加金の納入 ⑥ 当社開催の実務説明会の受講 ⑦ システム接続テスト ⑧ その他当社が必要と認める手続き <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者は, 取引資格取得のための審査料として, 30 万円を当社に納入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 (6) 参照。 ・ 取引参加者参加金の額は, 原則, 先物取引等取引資格 300 万円, 現物取引資格 200 万円, 両資格の同時取得 400 万円とする。 ・ 国内取引参加者と同じ。
(4) 承認後の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は, 上記の手続きを履行した当該申請者に対して, 期日の翌日付で取引資格を付与する。その際, 当社は, その旨を各取引参加者に通知するとともに, 公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公告は行わない。 ・ 取引資格を付与した国外取引参加者に対し, 取引参加者証書を交付する。
3 義務等		
(1) 法令及び当社規則の遵守等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外取引参加者は, 法令, 法令に基づいてする行政官庁の処分, 当社規則及び取引の信義則を遵守し, かつ, 当社が当社規則に基づいて行う過怠金の賦課その他の処分等に従わなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内取引参加者と同じ (法第 87 条・定款第 8 条)。
(2) 取引参加者契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外取引参加者は, 当社規則及び取引の信義則を遵守すること, 当社の検査を忌避しないこと, 当社の処分等に従うこと等を承諾すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記承諾を証するため, 国外取引参加者は, 当社所定の取引参

項 目	内 容	備 考
(3) 指定清算参加者の指定	<p>を内容とする取引参加者契約を当社との間で締結しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国外取引参加者は、他社清算参加者との間で清算受託契約を締結しなければならない。 ・ 国外取引参加者は、清算受託契約を締結した他社清算参加者のうちから、清算資格の種類に係る取引につき常に決済を行わせる相手（指定清算参加者）を指定しなければならない。 	<p>加者契約書を当社に差し入れるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国外取引参加者に関係すると認められる当社各規則・契約書等の参考英訳をあらかじめ申請者に提供する。 ・ 国外取引参加者は、清算資格を取得できない。 ・ 転売・買戻し等の当社への申告は、その指定清算参加者が行うものとする。
(4) 取引参加者料金の納入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外取引参加者は、当社が定めるところにより、取引参加者料金（基本料、取引手数料、アクセス料、ギブアップ負担金、建玉移管負担金及び取消料）を当社に納入するものとする。 ・ 国外取引参加者に係る取引参加者料金体系は、国内取引参加者に係るものと同じとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が指定する銀行口座に円貨で振込み。 ・ 納入日は、毎月 20 日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）
(5) 信認金の預託	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外取引参加者は、300 万円を信認金として、当社に預託しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内取引参加者と同額（法第 114 条及び第 115 条並びに取引参加者規程第 11 条）。ただし、現金

項 目	内 容	備 考
<p>(6) 取引参加者代表者等</p> <p>① 取引参加者代表者の届出</p> <p>② 国内代表者の届出</p> <p>③ 法令遵守責任者の選任</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外取引参加者は、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者のうちから、当社において当該国外取引参加者を代表するのに適当な者を、取引参加者代表者としてあらかじめ当社に届け出るものとする。 ・ 国外取引参加者は、法第60条の2第1項又は第60条の5第1項の規定により監督当局に届け出ている国内における代表者（法第60条の4第1項の規定により選任された職務代行者を含む。以下「国内代表者」という。）を当社に届け出るものとする。 ・ 当社から国内代表者に通知を行った場合は、国外取引参加者に通知したものとみなす。 ・ 国外取引参加者は、法令遵守責任者（内部管理統括責任者と同等の役割を果たす者）をあらかじめ当社の承認を受け選任することとする。 	<p>のみによる預託を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託金の返還請求権の第三者への譲渡等は禁止。 ・ 規則改正や処分等の通知は、国内代表者宛に日本語で行うものとする。ただし、特に重要な通知については、参考訳を添付するものとする。 ・ 取引参加者代表者による兼任を可能とする。

項 目	内 容	備 考
④ 取引責任者の選任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外取引参加者は、その役職員のうちから、取引業務の統轄及びこれに関連する事項の処理に当たる取引責任者をあらかじめ当社の承認を受け選任するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内取引参加者と同様であり、取引責任者とは、現物取引参加者における有価証券売買責任者をいい、先物取引等取引参加者における先物取引等責任者及び個別証券オプション取引責任者をいう。 ・ 事務連絡については取引責任者宛に行うものとし、事務連絡において用いる言語は、英語その他国外取引参加者と当社が合意した言語とする。 ・ 日本語会話能力は問わない。
⑤ 連絡先の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外取引参加者は、取引時間中に常時連絡が可能で、かつ、注文状況等を確認することができる連絡先を当社に届け出るものとする。 	
(7) 承認・届出・報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外取引参加者は、所定の事項につき、国内代表者を通じて、当社の承認を受け、当社に届出又は報告を行う。 <p>① あらかじめ当社の承認を受けなければならない事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内取引参加者と同様。 ・ 日本語による書類の提出が原則。

項 目	内 容	備 考
(8) 委託注文の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 合併, 会社分割, 事業譲渡・譲受け (以上のうち重要でないものを除く。), 指定清算参加者の指定・変更等 ② あらかじめ当社に届け出なければならない事項 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 合併, 会社分割, 事業譲渡・譲受け (以上のうち重要でないものに限る。), 名称の変更, 清算受託契約の締結等 ③ 直ちに当社に報告しなければならない事項 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 損失の危険の管理方法, 業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法を定めたとき若しくは変更したとき, 清算受託契約の解約, 我が国の破産手続開始等に類する処理の申立てを行ったとき, 支払不能となり若しくは支払不能となるおそれがある状態となったとき, 純財産額が3億円を下回ったとき, 法令の規定により検査, 差押え, 処分若しくは処罰等を受けたとき (外国金融商品取引法令の規定により処分又は処罰を受けたときを含む。) 又は所属する他の金融商品取引所, 外国金融商品取引所等若しくは金融商品取引業協会 (これに相当する外国の団体を含む。) の処分を受けたとき等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国外取引参加者は, 日本に居住する者からの委託注文を当社に発注することはできない。 ・ 国外取引参加者は, 委託注文 (日本に居住する者からの委託注文を除く。) を当社に発注する場合は, 法令及び当社規則の遵守に係る受託責任を遂行するに足る体制を整備していなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インサイダー取引や相場操縦などの不公正取引を未然に防止する体制の整備を求める。

項 目	内 容	備 考
(9) 売買管理体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外取引参加者は、当社が定めるところにより、不公正取引の防止に関する売買管理体制及び誤発注を防止するための注文管理体制を整備しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内取引参加者と同様。
(10) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の国外取引参加者の義務等については、国内取引参加者と同様とする。 	
4 取引資格の喪失		
(1) 喪失の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引資格を喪失しようとする国外取引参加者は、当社が定めるところにより、取引資格の喪失の申請を当社に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内取引参加者と同様。
(2) 有価証券等清算取次ぎの委託の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、取引資格の喪失の申請を受理した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、当該国外取引参加者の喪失申請した取引資格の種類に係る有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。ただし、当該申請者が、取引資格の喪失と同時に取引資格を取得する者に合併等が行われる場合で、未決済取引を整理させる必要がないと認めるときは、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の承認を得れば、整理取引は可能。
(3) 喪失の承認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引資格喪失の承認は、当社が将来の一定の日を指定して行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引資格喪失の承認の旨を各取引参加者に通知。

項 目	内 容	備 考
(4) 喪失の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、取引資格喪失の際、直ちにその旨を各取引参加者に通知し、取引資格喪失及び信認金の返還（返還する場合に限る。）について公表する。 ・ 国外取引参加者は、取引資格を喪失するときは、取引参加者証書を返還し、喪失手数料として、30万円を当社に納入するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公告は行わない。 ・ 資格喪失者は、左記公表を行った日から6か月経過した後でなければ、信認金の返還を請求することができない。 ・ 信認金以外の当社が預託を受けている金銭及び有価証券については、その預託目的に応じて順次返還する。
5 検査等		
(1) 検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外取引参加者に対する検査の方法・対象等は、国内取引参加者に対する検査に準ずるものとし、国外取引参加者は、当社から帳簿の閲覧・資料の提出等の要求があった場合には、正当な理由なくこれを拒否することができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料の提出等の要求や臨店検査の事前通知は、国内代表者を通じて行う。
(2) 処分・措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外取引参加者が法令・当社規則若しくはこれらに基づく命令等に違反した場合又は検査忌避等を行った場合には、当社は、当該国外取引参加者に対して、過怠金、取引資格の取消し又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止等の処分・措置等を行うことができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分・措置等の事由は、国内取引参加者と同様。 ・ 処分・措置等の通知及び異議申立ては、原則として、国内代表者を通じて行うものとする。

項 目	内 容	備 考
6 システム接続 III 実施日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外取引参加者による当社システムへの接続は,当社が指定する国内のアクセス・ポイントから行うこととする。 ・ 平成 21 年春を目途とする。 	

以 上